

【資料 2】(社) 日本ビデオ協会・(社) 日本映画製作者連盟と全視連の協定書

この協定は、著作権法の一部を改正する法律（昭和 59 年法律第 46 号）及び同法施行令の一部を改正する政令（昭和 59 年政令第 323 号）の施行に伴い、著作権法（以下「法」という。）第 38 条第 4 項（現第 5 項）及び同法施行令（以下「令」という。）第 2 条の 2（現第 2 条の 3）に規定する。視聴覚センター・視聴覚ライブラリー、公共図書館等における公共サービスとしてのビデオテープ、ビデオディスク等映画の著作物の複製物（以下「ビデオソフト」という。）の貸与に係わる、補償金の扱いについて条件を取り決めるものである。これについて「著作権法及び著作権法施行令の一部改正について」昭和 59 年 12 月 21 日付け、庁文著第 19 号、各都道府県・指定都市教育委員会教育長あての文化庁次長通知に示す、第 3「法第 38 条第 4 項（現第 5 項）及び令第 2 条の 2（現第 2 条の 3）に関する留意事項」に基づき、(社) 日本ビデオ協会並びに(社) 日本映画製作者連盟を甲、全国視聴覚教育連盟を乙として以下のとおり協定する。

（甲・乙の代表範囲）

第 1 条 甲は、甲に所属する会員製作者（以下「甲の会員」という。）を代表し、乙は、乙の会員である都道府県指定都市単位団体を構成する地方公共団体設置の視聴覚センター・視聴覚ライブラリー（以下「視聴覚ライブラリー等」という。）を代表するものとする。

甲・乙は、それぞれの会員を確認するため、年一回相互に会員名簿を交換することとする。

（補償金の扱い）

第 2 条 甲の会員が製作・販売するビデオソフトを視聴覚ライブラリー等が購入し貸与するための補償金の扱いは次の各号によることとする。

(1) 補償金の額は、教育教養作品のビデオソフトについては表示小売価格の 100%相当額とし、娯楽的作品のビデオソフトについては表示小売価格の 300%相当額とする。

(2) 前号のうち教育教養作品と娯楽的作品との区別については甲の会員が視聴覚ライブラリー等を対象に発行するビデオソフトの目録作品のパンフレット等に紹介するものとする。

(3) 補償金は、甲の会員から視聴覚ライブラリー等がビデオソフトを購入する時点で支払うこととし当該ビデオソフトに対する視聴覚ライブラリー等の補償金支払い義務はそれによって完了するものとする。

2. 視聴覚ライブラリー等が甲の会員の製作・販売するビデオソフトを本協定以前に所有するものについては、付則で定める。

（補償金支払い等の手続き）

第 3 条 前条の補償金支払いに係わる手続き等については、甲の会員が製作・販売するビデオソフトの市場への流通形態を勘案して、当面以下の各号によることとする。

(1) 視聴覚ライブラリー等が甲の会員の製作・販売するビデオソフトを購入する場合は、甲のうち日本ビデオ協会（以下「ビデオ協会」という。）を窓口として発注通知書を送付し、ビデオ協会はこの旨その会員に通知するものとする。

(2) ビデオ協会から通知を受けた甲の会員は、当該ビデオソフトを視聴覚ライブラリー等

に納入し、第2条1-(1)に定める補償金並びに販売代金を当該視聴覚ライブラリー等に対して請求するものとする。

(3) 甲の会員は、前項による販売代金を受領する月の翌月月末までに当該ビデオソフトの本体又はケース表面に貼付するための貸与承認シールを視聴覚ライブラリー等に送達交付するものとする。

(寄贈を受け又は管理を受けたビデオソフトの扱い)

第4条 甲の会員が製作・販売するビデオソフトを視聴覚ライブラリー等が外部から寄贈を受け、又は学校教育施設その他所有の当該作品の共同管理委託を受けた場合にこれを貸与するときは、当該視聴覚ライブラリー等は本協定第2条約定の補償金を、甲の当該会員に速やかに支払うものとし、その手続きは前条に準じて行うこととする。

ただし、甲の会員の製作・販売するビデオソフトの寄贈者等が著作権処理を済ませて視聴覚ライブラリー等に寄贈したものは除く。

付 則

1. 第3条(2)、(3)の規定にかかわらず、甲・乙が協議して同意した場合は、甲の会員以外の第三者に甲の会員の販売するビデオソフトを納入し、請求、代金の受領及び貸与承認のシールの交付を行うことを代行させることができる。
2. 視聴覚ライブラリー等が、甲の会員の製作・販売するビデオソフトを本協定以前に所有するものについては、当該作品を甲の当該会員の上映又は貸与についての許諾を得て購入し、所有するものは除き、原則として本協定第2条約定の補償金を甲の当該会員に速やかに支払うこととし、その手続きは本協定第3条に準じて行うこととする。
3. 視聴覚ライブラリー等が館内に限って無償で行うビデオソフトの上映及び貸与については、当面本協定の補償金支払いの対象としないこととし、又、本協定以前に視聴覚ライブラリー等が所有する甲の会員が製作・販売するビデオソフトであって、館内に限って無償で上映及び貸与するものについても、本協定は及ばないものとする。
4. 視聴覚ライブラリー等は、ビデオソフトの貸与に当たっては、著作権者の許諾を得ずビデオソフトの複製、上映等が行われ、著作権者の利益を損なう行為が生じないようにするため、利用上の制限を明確にするなど、利用者の逸脱行為の防止に十分努めることとする。
5. 視聴覚ライブラリー等が理由の如何にかかわらず、ビデオソフトを有償で上映又は貸与する場合は、法第26条の規定により、著作権者の許諾を得なければならないものであり、本協定は及ばないものとする。
6. 甲の会員のビデオソフトの原作者が、当該ビデオソフトの頒布権に係わる契約条件において利用の態様について制限しているものがある場合はこの協定は及ばないものとする。
7. 本協定記載事項及び記載事項以外に疑義が生じた場合は、甲・乙誠意をもって協議の上善処するものとする。
8. 本協定の改定が必要となった場合は、甲・乙協議の上改定を行えるものとする。
9. 本協定は昭和61年3月25日から実施するものとする。